

別表

令和7年度動物用医薬品対策事業の公募対象メニュー内訳

番号	公募対象メニュー	公募の対象となる取組及び要件	補助金の額	補助率	補助対象経費
1	動物用医薬品の承認申請資料に関する国際基準作成推進事業 (担当者) 畜水産安全管理課 薬事審査管理班 小林(明)、松本 Tel03-3502-8111 内線 4538	承認審査資料に関する国際基準への我が国の実態の反映及び当該基準の新興国への普及啓発活動を対象とする。 公募の対象となる取組は、次の要件を全て満たすことが必要である。 ア 情報収集・分析等が、国際基準の作成に寄与することが期待できること。 イ 国際会議の開催に必要な準備等を滞りなく遂行できること。 ウ 達成目標の設定が可能であるとともに、具体的な成果が見込まれること。 エ 事業経費及び人件費の管理に必要な人員及び組織を有し、必要な会計管理が適切に行われること。	74,316 千円 以内	定額	会議開催に要する経費（会場借料、会議資料印刷費、委員謝金、委員旅費、資料作成費）、報告書印刷費、翻訳費、通信運搬費、文献図書費、情報分析加工補助員賃金、調査試験費、同時通訳料、その他補助事業に必要な経費
2	新技術を活用した動物用医薬品等基準等作成推進事業 (担当者) 畜水産安全管理課 薬事審査管理班 小林(明)、松本	適正な審査資料を作成し、承認審査を迅速に進めるため、新技術を活用した動物用医薬品等の承認申請資料の作成に必要な各種試験方法のガイドラインの作成を対象とする。 公募の対象の取組は、次の要件を全て満たすことが必要である。 ア 情報収集の内容が、承認申請書の作			会議開催に要する経費（会場借料、会議資料印刷費、委員謝金、委員旅費、資料作成費）、報告書印刷費、翻訳費、通信運搬費、調査試験費、文献図書費、その他補助事業に必要な経費

	TEL03-3502-8111 内線 4538	成に必要な各種試験ガイドラインの作成に寄与することが期待できること。 イ ガイドラインの作成に必要な調査及び検討が可能であり、結果のとりまとめ及び考察が適切に行われること。 ウ 事業経費及び人件費の管理に必要な人員及び組織を有し、必要な会計管理が適切に行われること。			
3	動物用医薬品等実用 化促進事業 (担当者) 畜水産安全管理課 薬事安全企画班 内山、村田 TEL03-3502-8111 内線 4531 水産安全室 高橋（延）、清田 TEL03-3502-8111 内線 4540	①新技術を活用した動物用医薬品、注射針、注射筒、医薬品注入器の実用化 ②養殖魚やミツバチ等の希少動物又は希少疾病の治療等に用いられる動物用医薬品、注射針、注射筒、医薬品注入器の実用化 ③抗菌剤の使用機会の減少に資するワクチン、免疫賦活剤、抗菌剤の代替となる薬剤、試薬、医療機器及び飼料添加物の実用化 の促進を目的とし、開発費の一部（安全性及び有効性試験等）を助成する。ただし、産業動物に資するものに限る。 公募の対象となる取組は、承認申請の際に必要な資料の作成に資する開発試験を実施し、承認に必要な安全性や有効性等に関する試験結果が得られることが見込まれることが必要。		定額（※）	開発試験費（研究員費、研究補助員費、旅費、事務諸費、謝金、印刷費、資料整理賃金、試薬費、消耗品費、動物試験費）、その他補助事業に必要な経費 (※) ただし、当該事業の成果により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく製造販売承認、若しくは飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づく飼料添加物の指定を受けた後、又は前記の製造販売承認若しくは指定の必要がない試薬については販売開始後の 10 年以内に、当該動物用医薬品等の販売利益が

					当該事業の開発試験費の1／2を上回った場合は、上回った年度の決算の承認の日から3年以内に動物用医薬品対策事業の運用について（平成28年4月1日付け27消安第6273号消費・安全局長通知）別記様式第2号に基づき開発試験費の1／2を返還）
4	動物用医薬品等の安定供給のための機器導入支援事業 （担当者） 畜水産安全管理課 薬事審査管理班 高木、松本 Tel03-3502-8111 内線 4538	ワクチン原液等の保管に必要な超低温冷凍装置の導入を支援することにより、家畜伝染病の感染状況等の変化に伴い必要量が変動する家畜用ワクチンの安定供給を図ることを目的とする。 公募の対象となる取組は、超低温冷凍装置を導入し、家畜防疫上安定供給が必要となる家畜用ワクチン原液等の保管が可能となることが見込まれることが必要。	4,000 千円 以内	1／2以内（超低温冷凍装置及び付属機械器具購入に係る経費）、定額（超低温冷凍装置及び付属機械器具の運送費及び組立・据付費）	超低温冷凍装置購入費、付属機械器具購入費、事業雑費（超低温冷凍装置及び付属機械器具の運送費及び組立・据付費）、その他補助事業に必要な経費